

入札説明書

宮崎県水産試験場が行うレトルト殺菌装置の賃貸借に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記6に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異義を申し立てることはできない。

1 公告日 平成27年5月8日

2 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 レトルト殺菌装置（1台）
- (2) 物品の特質等 型式：HLM-36(所定の温度測定等装置が設置されているもの)
製造：(株)平山製作所
- (3) 納入場所 宮崎市青島6丁目16番3号 宮崎県水産試験場
- (4) 契約期間 契約締結日から平成32年4月30日まで
- (5) 賃貸借期間 納入日から平成32年4月30日まで
5年間の長期継続契約とする。
- (6) 納入期限 平成27年8月31日
- (7) 入札方法 (1)の物品の賃貸借について入札を実施する。入札書に記載する金額は賃借料1月あたりの単価に賃貸借期間の総月数（57ヶ月）を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第2号の規定による契約であり、県は、上記2の（4）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同上第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、（1）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業務、営業種目が賃貸業務であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- エ この公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。

5 入札参加資格を得るための申請方法

平成27年5月19日（火曜日）までに入札参加資格確認申請書（別記様式第1）に必要な書類等を添付した上で、下記7の(2)まで持参又は送付（郵便にあっては書留郵便により、平成27年5月19日までに必着のこと。）すること。入札参加資格の確認結果は、平成27年5月20日（水曜日）までに通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- ・内容についての問い合わせ先

〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号

宮崎県水産試験場 経営流通部（主任研究員 長野昌子又は中西聖代）

TEL 0985-65-1511

FAX 0985-65-2121

7 入札

- (1) 入札に参加する者は、別記様式2による入札書を持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）により提出しなければならない。なお、電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書の提出場所
〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号
宮崎県水産試験場管理課
TEL 0985-65-1511
- (3) 入札書の提出期限 平成27年5月22日（金曜日）午後2時00分まで
- (4) 入札書の記載方法
平成27年5月22日（入札書提出期限日）以前の日付を記入すること。
また、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- (5) 代理人が入札を行う場合は、別記様式3により委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

をしておかなければならない。

- (6) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『5月22日開封レトルト殺菌装置の賃貸借契約入札書在中』と朱書きしなければならない。

なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には『5月22日開封レトルト殺菌装置の賃貸借契約入札書在中』と朱書きしなければならない。

- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

8 開札

- (1) 開札の日時 平成27年5月22日(金曜日) 午後2時30分
- (2) 開札の場所 宮崎県水産試験場
- (3) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次に該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5及び第167条の

1 1 に規定する資格を有するものと契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

1 1 入札の効力

次に該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 宮崎県財務規則125条に規定する入札

1 2 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 3 その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。

(別記様式第 1 号)

一般競争入札参加申出書

平成 年 月 日

水産試験場長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(連絡担当者：)

(電話番号：)

(FAX番号：)

平成 27 年 5 月 8 日付けで公告のありました「レトルト殺菌装置の賃貸借契約」の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項については事実と相違ないこと、及び入札公告に示した入札参加に必要な資格を有することを誓約いたします。